

公立大学法人東北公益文科大学研究倫理審査規程

令和8年4月1日規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学において、東北公益文科大学における研究行動規範（令和8年4月1日改正）及び東北公益文科大学における人を対象とする実験及び調査研究等に関する指針（令和8年4月1日改正）に基づいて行う、人を対象とする実験及び調査研究等（以下「対象研究」という。）に係る審査を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(審査の申請)

第2条 本学の教育職員等は、対象研究のうち倫理審査が必要と思料される研究を行う場合は、研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。この場合において、学部生及び大学院生は、研究指導教員の指導を経て研究指導教員との連名で提出するものとする。

(審査の方法)

第3条 学長は、前条の申請があったときは、速やかに研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 委員会は、当該研究実施計画の倫理的適合性について審査し、東北公益文科大学研究活動推進委員会規程（令和8年4月1日改正）第5条第2項の規定にかかわらず、出席者全員の合意により判定を行うものとする。

3 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

4 前条により研究倫理審査申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、申請内容等を説明し、意見を述べることができる。

5 委員会は、申請者以外の者に、委員会に出席することを求め、意見を聴取することができる。

6 委員会は、特に必要であると認める場合は、申請に係る事項に関して専門的知識を有する者を臨時委員として審査に参加させることができる。

7 前項の臨時委員は、委員会の申し出に基づいて、学長が指名する。

8 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることはできない。

(審査結果)

第4条 委員会の委員長は、審査終了後速やかに審査の結果を学長に報告しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 学長は、前条により委員会から報告を受けたときは、研究の承認又は不承認その他必要な事項を決定し、研究倫理審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

（再審査）

第6条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、研究倫理審査結果異議申立書（様式第3号）（以下「異議申立書」という。）により再審査を求めることができる。ただし、異議申立書は、審査結果の通知を受けた日から15日以内に提出しなければならない。

2 学長は、前項の異議申立書を受理したときは、第3条の規定を準用して審査を行うものとする。

3 委員会は、審査終了後速やかに再審査結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項により委員会から報告を受けたときは、研究の承認又は不承認その他必要な事項を決定し、研究倫理再審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

（研究実施計画の変更）

第7条 申請者は、承認された研究実施計画に変更等（中止する場合を含む。）が生じたときは、速やかに研究実施計画変更書（様式第5号）を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の研究実施計画変更書を受理したときは、速やかに委員会に諮るものとする。

3 委員会は、当該研究実施計画の変更について、第3条の規定を準用して審査を行うものとする。

（研究の検証）

第8条 委員会は、当該研究について申請者から報告を求めることができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導又は勧告を行わなければならない。

（倫理審査証明）

第9条 申請者は、論文雑誌の掲載等のために必要な場合は、研究倫理審査結果証明書発行申請書（様式第6号）により、学長に倫理審査証明を求めることができる。

2 学長は、前項の申請があった場合は、速やかに研究倫理審査結果証明書（様式第7号）を申請者に発行するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、研究倫理審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。